

相模原市高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

接種期間 令和3年10月10日から令和3年12月31日まで

※ 医療機関によっては早めに受付を終了する場合があります。事前に予約をしてお出かけください。

対象者

接種日現在、相模原市に住民登録があり、次に該当する方（外国人含む）

- (1) **65歳以上**の方
- (2) **60歳以上65歳未満**の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度の障害を有する方

接種場所

協力医療機関

※協力医療機関名簿は、疾病対策課、各区民課、まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）、連絡所等にあり、また、相模原市ホームページにも掲載しています。

接種費用

1,500円

医療機関窓口でお支払いください。

持ち物

- 健康保険証、運転免許証など氏名・年齢・住所が確認できるもの
- 対象者(2)の方は、**身体障害者手帳**（1級のもの）の写し等
- 費用の免除に該当する方は、**免除要件確認資料** ①～⑥のいずれか

費用の免除

次のいずれかに該当する方は、接種費用（1,500円）が免除となります。

- (ア) 生活保護を受給している世帯の方
- (イ) 世帯全員が市民税非課税の方
- (ウ) 中国残留邦人等への支援給付を受けている方

免除要件確認資料(①～⑥のいずれか)

| | |
|---|---|
| ① | 介護保険料納入通知書 （「保険料賦課の段階区分・根拠」欄の「本人」「世帯員」欄の双方に「非課税」と記載されている方） |
| ② | 介護保険負担限度額認定証 |
| ③ | 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| ④ | 生活保護受給票 |
| ⑤ | 本人確認証（中国残留邦人等支援給付受給者） |
| ⑥ | 市民税県民税課税証明書 （住民票上の世帯員全員のもの） |

※確認資料の提示がない場合は、接種費用をお支払いいただくこととなります。後日資料をお持ちいただいても**費用の払い戻しはできません**ので、あらかじめご了承ください。

★インフルエンザのワクチンと新型コロナワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから**2週間後**に接種できます。

【お問い合わせ先】

ちょっとおしえてコール相模原 **電話042-770-7777**
(午前8時～午後9時 年中無休)

相模原市保健衛生部
疾病対策課
042-769-8346(直通)